

## 第21回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 令和4年3月23日(水)午後1時55分  
閉 会 令和4年3月23日(水)午後2時20分  
場 所 市役所北庁舎3階第1会議室

### 2 会議録署名委員

3番 堀江甚貴委員                      4番 菊池伸明委員  
12番 市川耕作委員(会長)

### 3 出席委員

3番 堀江甚貴委員                      4番 菊池伸明委員  
5番 高木一郎委員                      6番 石川孝治委員  
7番 平田佳子委員                      11番 小牧直子委員  
12番 市川耕作委員                      14番 伊藤久夫委員  
16番 岡田正宏委員                      18番 榎本重雄委員  
19番 石坂成雄委員                      20番 戸井田昭次委員

### 4 欠席委員

9番 小林茂委員

### 5 出席を要さない委員

1番 筒井敏彦委員                      2番 松村昌治委員  
8番 住崎岩衛委員                      10番 大室正行委員  
13番 澤井正委員                      15番 千金楽千詠委員  
17番 志水清隆委員

### 6 議 長

12番 市川耕作委員(会長)

### 7 事務局(説明員)

高野和夫局長 加藤泰幸主査 佐伯洋子事務職員 榎澤有一事務職員  
林光夫事務職員

## 議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用届出について (農地法第4条関係)
- 4 第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について (農地法第5条関係)
- 5 第3号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
- 6 第4号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 7 第5号議題 府中都市計画生産緑地地区に係る都市計画の変更について
- 8 その他
  - (1) 生産緑地地区の制限解除について
  - (2) 3月度活動報告について
  - (3) 次回の総会開催日
  - (4) その他

午後1時55分開会

○議長（市川委員） 皆さんこんにちは。桜が開花したと思ったら雪が降り、天候不順な今日この頃です。定刻少し前ですが、皆さんお揃いですので、第21回府中市農業委員会総会を開会します。

本日は、土地利用部会の委員さんと農業経営部会の正副部長さんにお集りいただいておりますが、9番小林委員さんから都合により欠席との連絡が入っております。

出席者の人数は定足数に達していますので、会議は有効に成立していることを、ご報告いたします

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員ですが、慣例により、議席の順番に指名させていただいてよろしいでしょうか。（「はい」の声）

ご異議がないようですので、今回は、3番、堀江委員さん、4番、菊池委員さんをお願いいたします。

また、今回も会議の時間短縮に心がけ、新型コロナウイルス感染防止に努めたいと思います。議案の説明は、事前にお配りしている説明書をお読みいただいていると思いますので省略しまして、委員さんの報告からお願いしたいと思います。

それでは、「第1号議題 報告 農地の転用届出について」を議題とします。報告件数は1件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

#### 第1号議題の説明文

第1号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項、届出者は小金井市貫井南町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇、小平市花小金井〇の〇の〇の〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は、新町〇の〇〇の〇、309平方メートル。届出書が到達した日は令和4年3月8日、転用の目的は駐車場となっております。

2ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は菊池委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第1号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項の現地の確認は菊池委員さんをお願いしています。以上、よろしくお願

ます。

○議長（市川委員） はい、菊池委員さん如何でしょうか。

○委員（菊池委員） はい、この土地は前に宅地開発で届出が出てきた一角となっています。今回、駐車場となっていますが、一団で開発されていまして、特に問題ありません。

○議長（市川委員） はい、他にご意見ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等ないようですので、第1項の報告を了承することといたします。

次に、「第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。報告件数は1件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

#### 第2号議題の説明文

第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項、譲受人は日野市東豊田〇の〇〇の〇、特定非営利活動法人〇〇〇〇、理事〇〇〇〇、譲渡人は府中市美好町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、八王子市大塚〇〇〇の〇〇、〇〇〇、土地の所在は、美好町〇の〇〇の〇〇，〇〇の合計2筆、812平方メートルで所有権の移転でございます。届出書が到達した日は令和4年2月25日、転用の目的は3階建、障害者支援施設となっております。

4ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は住崎委員さんをお願いしております。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項の現地の確認は住崎委員さんをお願いしていましたが、委員さんは本日出席しておりませんので、現地確認の結果を事前に連絡をいただいております、「3月2日に現地確認に行きました。現地は整地が終わり開発行為許可の看板が立っていました。問題ありません。」とのことでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、ただ今、事務局から報告があったとおりです。

他にご意見ございますか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、第1項の報告を了承することといたします。

次に、「第3号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を議題とします。証明申請件数は3件です。

現地確認の委員さんの報告を事務局からお願いします。

### 第3号議題の説明文

第3号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇の〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇。農業の主たる従事者、白糸台〇の〇の〇、〇〇〇〇。買取り申し出生産緑地は白糸台〇の〇〇の〇、〇〇の〇、〇の合計3筆、畑、2, 157平方メートル。

第2項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇。農業の主たる従事者、同所、〇〇〇〇。買取り申し出生産緑地は押立町〇の〇〇の〇、田、1, 037平方メートル。

6ページに移りまして、第3項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇。農業の主たる従事者、同所、〇〇〇〇。買取り申し出生産緑地は紅葉丘〇の〇〇の〇〇、〇〇、合計2筆、畑、587平方メートル。

7ページから9ページは〇〇〇〇〇氏他2名から提出された証明申請書、〇〇〇氏以外2名の署名、押印、買取り申し出生産緑地の明細書で、10ページの案内図は当該地を示しております。

11、12ページは〇〇〇〇氏から提出された証明申請書、買取り申し出生産緑地の明細書で、13ページの案内図は当該地を示しております。

14、15ページは〇〇〇〇氏から提出された証明申請書、買取り申し出生産緑地の明細書で、16ページの案内図は当該地を示しております。以上の第1項から第3項の現地の確認は岡田委員にお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第3号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項から第3項の現地の確認は、岡田委員さんをお願いしています。以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項から第3項、岡田委員さん如何でしょうか。

○委員（岡田委員） はい、まず10ページの案内図ですが、3月10日に現地確認に行ってきました。ここは植木畑でして数多くの植木が植えられていますが、何の問題もありません。

次は3月12日に現地確認をしてまいりました。13ページの当該地は一部に野菜が植えてありました。残りの部分は下草が生えていましたが何の問題もないと思われ  
ます。

16ページの当該地も同じ日に行きました。一部に野菜が植えてあり、それ以外は  
トンネルにて栽培した後が伺われ、その他の部分はトラクターできれいに耕してあり、  
管理も良く何の問題もありません。以上です。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。他にご意見ございますか。（「異  
議なし」の声）

ご意見はないようですので、第1項から第3項は証明することといたします。

次に、「第4号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題と  
します。証明申請件数は4件です。

事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

#### 第4号議題の説明文

第4号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、次の者が令和元年11月25日から令和4年2月21日まで、引き続き  
農業経営を行っていることを証明する。

申請者、西府町○の○の○、○○○○、土地の所在は日新町○の○○の○、○○  
の○、○○の○、○の合計4筆、畑と田を合わせて5,292.77平方メートル。

第2項、次の者が平成31年4月8日から令和4年3月6日まで、引き続き農業  
経営を行っていることを証明する。

申請者、日新町○の○の○、○○○○、土地の所在は日新町○の○の○、○、○、  
○○、○の○、○の合計6筆、畑、2,339.66平方メートル。

18ページに移りまして、第3項、次の者が平成31年3月2日から令和4年3月  
2日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、西府町○の○○の○、○○○○、土地の所在は日新町○の○○の○から  
○○の合計9筆、田、2,181平方メートル。

第4項、次の者が平成31年3月15日から令和4年3月7日まで、引き続き農  
業経営を行っていることを証明する。

申請者、押立町○の○○の○、○○○○、土地の所在は押立町○の○○の○、○  
の合計2筆、畑、740平方メートル。

19から22ページは○○氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経  
営に関する明細書で、野菜、黒米、梨等を生産しています。

23ページの案内図は当該地を示しております。

24から26ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、ぶどうを生産しています。

26ページの案内図は当該地を示しております。以上の第1項、第2項の現地の確認は石川委員さんをお願いしています。

28から30ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、お米を生産しています。

31ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

32から34ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

35ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は高木委員さんをお願いしています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第4号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、第2項の現地の確認は石川委員さんをお願いしています。

第3項は市川会長さんをお願いしています。

第4項の現地の確認は高木委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項、第2項、石川委員さん如何でしょうか。

○委員（石川委員） はい、16日に現地を見てまいりました。23ページの当該地の一番大きい所は梨を作っています。右側は野菜を作った跡で、左上は田んぼで黒米を作った跡になっていました。27ページの当該地は2箇所ともぶどうを作っており、いずれも適正に管理されております。以上です。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。第3項は私です。当該地は31ページになりますが、ここは田んぼで13日に見に行ったところ、稲を刈取りその跡をトラクターで耕してありました。毎年、稲を作っていますので問題ありません。続いて第4項、高木委員さん如何でしょうか。

○委員（高木委員） はい、35ページの当該地を3月12日に現地を確認しました。ネギ、玉ネギ等が栽培され、適正に管理されていて問題はありません。

○議長（市川委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

はい、異議なしの声がありました。ご意見ないようですので、第1項から第4項は証明することといたします。

次に、「第5号議題 府中都市計画生産緑地地区に係る都市計画の変更について」を議題とします。

本件の説明のため公園緑地課の職員の方が出席していますので、早々をお願いいたします。

○公園緑地課（轟課長） はい、会長、公園緑地課長の轟でございます。

第5号議題に入る前に一言ご挨拶申しあげます。農業委員会の皆さまには日頃より生産緑地制度にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

この場をお借りしまして、特定生産緑地の状況を改めてご報告させていただきたいと思っております。

これまでの間、公園緑地課では、平成4年に指定された生産緑地が今年で30年目を迎えることから、特定生産緑地として10年間の延長の意向や手続きを農業委員会、農協さんのご協力をいただきながら、農家の皆様方にお伺いしてまいりました。

その結果としまして、対象の方が352名いらして、その内316名が継続、36名の方が継続しないことになり、約90パーセントの方々が、この先10年は特定生産緑地として営農していただけることになりました。

この結果を受けまして、昨年11月、本年1月に開催された府中都市計画審議会におきまして、意見聴取を行っております。さらに本年4月に開催予定の府中都市計画審議会最後の意見聴取を行う予定にしております。

今後は対象者全員に指定する、或いは指定しない旨の通知の発送を予定しており、併せて告示の手続きを進めてまいります。

また、平成5年指定分につきましても現在作業中でございますので、こちらにつきましても対象者の意向の見通しがつきましたら、農業委員会の皆さまに進捗状況をご報告させていただきますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

それでは、担当の方から議案の説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

○公園緑地課（能渡係長） はい、会長、それでは、第5号議題「府中都市計画生産緑地地区に係る都市計画の変更」について、ご説明申しあげます。

1 ページ目をご覧ください。全体の概要でございます。

第1の「種類及び面積」でございますが、約94.41ヘクタールになります。

第2の「区域の変更のみを行う位置及び区域」でございますが、この表は2ページにまたがりまして、生産緑地地区を管理するために使用する計画図のうち、地区の形状が現地とズレたもの37ヶ所について修正を行うものです。

2 ページの下段の理由ですが、既に都市計画決定している生産緑地地区において、指定区域に誤りがあったため、生産緑地地区の区域の一部を変更するものでございま

す。

続きまして、3ページ、4ページは新旧対照表となっております。

この中で37件の区域の訂正としておりますが、地区番号91につきましては、登録面積を登記簿と一致させるために面積精査も行います。

今回、37ヶ所の「区域の訂正」を行う理由としましては、先ほど課長の轟から話があったように、特定生産緑地の指定手続きのため、ここ1年ほど書類審査や現況確認を進める中で、今までの計画図との整合が図られていない生産緑地地区が複数確認できましたので、ここで修正させていただくものでございます。

具体的には、形状に疑義があるものについて、航空写真や公図、住宅地図など複数の資料を比較し、より正確な形状に修正しております。

この結果、畑や田んぼの形状で、出っ張り、引っ込み、大きすぎる、小さすぎるなどの不具合が生じている、37ヶ所の地区の見直しを行うものでございまして、計画図に記載する該当地区を修正させていただく作業ですので、登録面積や固定資産税に影響が生じることはございません。

4ページの下段の表、「変更概要」をご覧ください。

全体の生産緑地地区の件数は442件のままで増減はございません。面積は、約94.40ヘクタールから約94.41ヘクタールとなり、約0.01ヘクタールの増となります。

それでは修正点をご案内させていただきます。A3版の図面をご覧ください。

この図面は、2500分の1の計画図で、都市計画法第14条の規定に基づく都市計画の図書の一部でございまして、東京都におきましては「都市計画生産緑地地区の都市計画決定に係る図書作成要領」にも規定されているものでございます。

図面下の凡例をご覧ください。

この計画図におきましては、オレンジ色で着色されたものが「今回区域の変更を行う区域」です。

図面中央下側の地区番号1では、修正前は生産緑地地区を四角い範囲で全て色塗りしていましたが、生産緑地の指定を受けていない部分を、白抜きとして修正いたしました。

次に、図面右側の地区番号2では地区の北側の出っ張り、引っ込みについて、修正いたしました。

次に、図面左上の地区番号5でも地区の東側の出っ張り、引っ込みについて、修正いたしました。

計画図の2枚目以降も、ただ今、ご案内させていただいた様に、37の地区を修正

させていただきました。

このように、現地と図面との整合性が図られなかった理由としては、生産緑地の指定を行った平成4年当時は航空写真や地図情報が今ほど充実していなかったことが原因ではないかと考えております。

今後も、修正の必要が確認できた場合には、今回と同様に修正に取り組んでまいりたいと考えています。

今後の予定としましては、来月開催予定の府中市都市計画審議会に付議する予定でございます。

つきましては、本日ご説明する内容は、縦覧前のものとなり、お配りしております図面等の資料は、本委員会終了後回収させていただきますので、ご了承ください。

以上、府中市都市計画生産緑地地区の変更案につきまして、ご説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（市川委員） はい、説明が終わりました。

委員の皆さまからご意見、ご質問等ございますか。

○委員（戸井田委員） 会長、よろしいですか。

現在、把握している農地面積の数字はどうなっていますか。

○事務局（加藤主査） はい、今年の数値は現在集計中で、昨年1月1日現在では132ヘクタールで、生産緑地、宅地化農地を合わせた全体の数字となります。

○議長（市川委員） 他にありますか。（…）

よろしいですか。よろしければ、これで農業委員会としては了承することといたします。

ここで、公園緑地課職員は退席しますので、少しお待ちください。

（公園緑地課職員退席）

次に、8「その他」に入ります。

その他の資料につきましても、事前にお配りしている資料はお読みいただいていると思いますので、説明は省略し、質問等があればお願いいたします。

まず、資料ナンバー1「生産緑地地区の制限解除について」ですが、何かありますか。

（…）

次に、「3月度活動報告について」ですが、何かありますか。

（…）

ないようでしたら次の総会開催日ですが、次回は4月22日、金曜日、午後2時から第5会議室で開催しますので、ご出席をお願いします。

その他、委員のみなさんからありますか。

(…)

なければ、事務局から何かありますか。

○事務局（加藤主査） はい、会長、本日第4次府中市農業振興計画の冊子をお配りさせていただきました。

こちらは、令和4年度から11年度までの8年間を対象とした、府中市の農業振興施策の方向性や具体的な施策の展開を掲げた計画となっています。計画の策定にあたっては、市川会長と平田委員に計画検討協議会の委員としてご協力をいただいたところ です。

冊子の方はページ数もありますので、お時間があるときにお目通しいただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（市川委員） はい、それでは、本日の議題は全て終了となりますので、「第21回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。

今回は新年度の第1回目となりますので、新型コロナウイルスの感染状況にもよりますが、全員が出席して総会ができるか検討し、決まり次第、皆様に連絡をします。どうぞよろしくお願いたします。以上です。本日はありがとうございました。

午後2時20分閉会

・